

第3期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

「第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）が期間満了となることから、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育の供給及び各種地域子育て支援事業の提供体制の確保方策等に係る「第3期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速に少子高齢化が進行しており、少子化対策やこども・子育て世帯への支援の充実が必要とされています。

若年層の非正規雇用の増加、未婚率の上昇、育児と仕事の両立の難しさなど、出産・子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあり、また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

本市においては、質の高い幼児教育・保育事業を過不足なく提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指し、令和2年に「第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭や地域、企業や幼児教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、子どもや子育て支援のための取り組みを進めてきました。

「第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって期間満了になることを受け、社会状況や本市のこども・子育て世帯の状況を十分に踏まえ、子育て支援の更なる充実を目指し、新たに「第3期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子育て支援事業の総合的な計画となります。

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとし、併せて「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」第10条2項に基づく市町村計画として、子どもの貧困対策推進計画を包含して策定します。

また、第7次鳥栖市総合計画を上位計画とし、福祉分野の上位計画として位置づけられた「鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめ、「鳥栖市障害者福祉計画及び鳥栖市障害福祉計画・鳥栖市障害児福祉計画」、「うららトス21プラン（鳥栖市健康増進計画）」等を始めとする市の各種関連計画及び国・県の計画との連携を図っています。

3. 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

委員：教育・保育等の従事者、保護者、公募者

(2) アンケート調査の実施

①鳥栖市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

	就学前児童保護者	小学生児童保護者
配布・回収方法	郵送による配布・回収	学校を通じた配布・回収
調査期間	令和6年3月4日～令和6年3月22日	
配布数	1,000 通	500 通
回収数 (率)	476 通 (47.6%)	373 通 (74.6%)

②子どもの生活実態調査

	小5 中2 保護者	小5	中2
配布・回収方法	学校を通じた配付・回収		
調査期間	令和6年3月4日～令和6年3月22日		
配布数	600 通	300 通	300 通
回収数 (率)	365 通 (60.8%)	161 通 (53.7%)	203 通 (67.7%)

5. 計画の進行管理及び点検

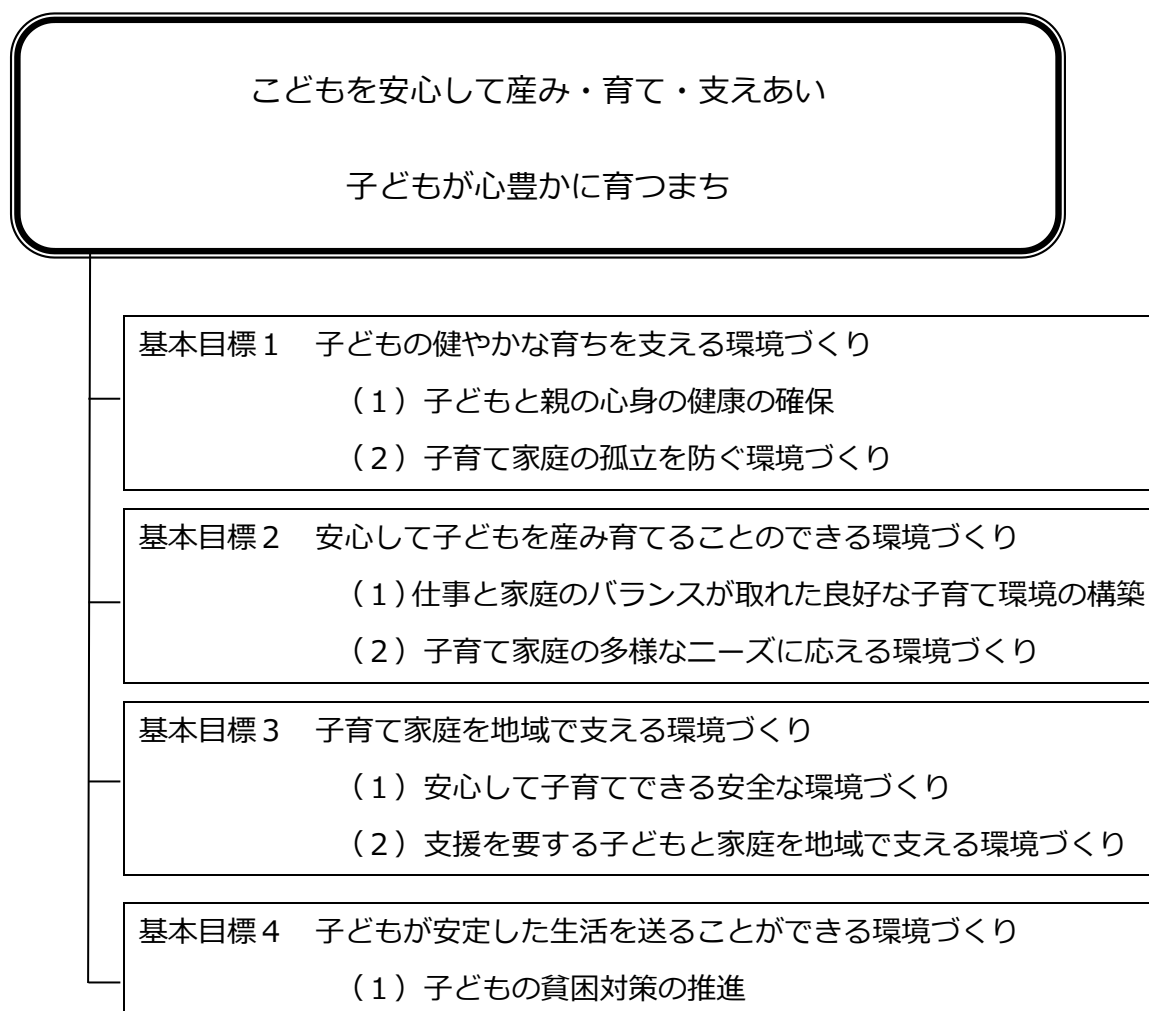
本計画における行政の主な施策については、定期的に事業実施の有無やその結果の進行管理を行っていきます。

第2章 統計からみる、鳥栖市の現状

- ◆少子化、高齢化、核家族化の進行
- ◆令和2年以降人口は微増傾向にあり、第3期計画中也人口はほぼ横ばいで推移
- ◆合計特殊出生率は全国、佐賀県平均よりも高い水準で推移していたが、その後低下傾向にあり、平成30年～令和4年では佐賀県の平均をやや下回っている
- ◆女性の就労率は全国平均よりやや高いが、全国平均と同様に子育て期に就業を中断する女性が多い
- ◆男女ともに未婚化、晩婚化の進行
- ◆0歳から11歳の児童人口は減少していくと予想される

第3章 計画の基本理念

[基本理念]



第4章 基本目標ごとの取り組み

基本目標1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり		
	(1) 子どもと親の心身の健康の確保	(2) 子育て家庭の孤立を防ぐ環境づくり
具体的な取組	- 母子健康手帳の交付 - 妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査 - 各種予防接種・産後ケア事業 - 乳幼児健康診査 - 子育て支援総合コーディネーター - 子育ての悩みに関する相談支援	- 発達・障害に関する相談支援 - 乳児全戸訪問事業 - サークル活動・ボランティア活動等支援 - 子育て支援総合コーディネーター（再掲） - 子育ての悩みに関する相談支援（再掲）

基本目標2 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり		
	(1) 仕事と家庭のバランスが取れた良好な子育て環境の構築	(2) 子育て家庭の多様なニーズに応える環境づくり
具体的な取組	「仕事と生活の調和」に向けた取り組みの推進 - 入所待ち児童等の解消 - 子育て支援総合コーディネーター（再掲） - 女性の就職支援 - 産後の休業・育児休業後における特定教育・保育施設等の利用	- 教育・保育・子育てに係る保護者の経済的負担の軽減 - 多様なニーズに対応する教育・保育サービスの充実 - 認定こども園の普及 - 放課後児童健全育成事業の充実及び更なる推進 - 幼児教育・保育と小学校との連携

基本目標3 子育て家庭を地域で支える環境づくり		
	(1) 安心して子育てできる安全な環境づくり	(2) 支援を要する子どもと家庭を地域で支える環境づくり
具体的な取組	- ファミリー・サポート・センター事業 - 妊産婦家事・育児支援事業 - 地域子育て支援拠点事業 - 教育・保育の質の向上 - 保育士等の確保策の推進	- 養育支援訪問事業 - 障害児施策 - 発達・障害に関する相談（再掲） - ひとり親家庭への支援 - 児童虐待の防止 - 子育て短期支援事業（ショートステイ） - 地域子育て支援拠点事業（再掲）

基本目標4 子どもが安定した生活を送ることができる環境づくり		
	(1) 子どもの貧困対策の推進	
具体的な取組	- 就学援助 - 鳥栖市育英資金 - 教育相談事業 - 青少年育成事業 - 就労支援事業 - 教育・保育・子育てに係る保護者の経済的負担の軽減（再掲） - ひとり親家庭への支援（再掲） - 特別支援教育就学奨励費 - スクールソーシャルワーカー活用事業 - 放課後等補充学習支援事業 - 家計改善支援事業 - 民間等の取り組みと連携	

第5章 子ども・子育て支援事業計画

◆ 見込み量の算出

アンケート調査の結果、各事業の実績から把握した地域のニーズを基に、将来、保育所や幼稚園などの事業、子育て支援のためのサービスがどの程度必要になるのかを推計し、見込み量（潜在的なニーズ量）を算出した。

◆ 教育・保育施設の充実

認定区分	利用施設	提供区域	確保の方策
1号認定	幼稚園 認定こども園	市全域	《供給量充足》 既存の幼稚園、認定こども園にて供給
2号認定	保育所 認定こども園		《供給量充足》 既存の保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設の地域枠、一時預かり事業（幼稚園型）を実施している幼稚園にて供給
3号認定	保育所 認定こども園 地域型保育事業所		《供給量充足》 既存の保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設の地域枠にて引き続き供給

◆ 地域子ども・子育て支援事業の充実

事業名	提供区域	確保の方策
利用者支援事業	市全域	子育て支援コーディネーターなどの支援員により相談・情報提供に努める。 こども家庭センターの設置に取り組む。地域子育て相談機関については、地域子育て支援拠点との連携、役割分担を考慮し、機能の確保に努める
地域子育て支援拠点事業		《供給量充足》 子育て支援センターを全小学校区に設置している状態を保持し、保護者の交流の場の確保及び子育てについての相談、助言を行う
妊婦健康診査		《供給量充足》 受診しやすい健診体制を確保するとともに、母子健康手帳交付時等に健診の必要性の説明や制度の周知を行い、受診率の維持に努める
乳児家庭全戸訪問事業		《供給量充足》 助産師・保健師によりすべての乳児家庭を訪問 専門性の向上を図り、適切なサービス提供に努める
養育支援訪問事業		《供給量充足》 要支援家庭の把握に努め、関係部署と連携して支援を行う
子育て短期支援事業（ショートステイ）		《供給量充足》 児童養護施設などと連携を図り、必要な入所保護を行う
ファミリー・サポート・センター事業		《供給量充足》 多様なニーズに応えるため、協力会員の拡充を図る

延長保育事業	市全域	《供給量充足》 適切に事業を行うとともに、保育士確保策の推進にも努める
一時預かり事業		《供給量充足》 (幼稚園型) 必要とする在園児童へ適切に事業を行う (その他) 必要とする家庭へ適切に事業を行う
病児・病後児保育事業		病後児保育は継続して実施 病児保育施設については事業開始を目指す
放課後児童健全育成事業		《供給量充足》 必要に応じて施設整備を実施し、支援員の確保及び質の向上を図るとともに、民間事業者の参入支援に努める
子育て世帯訪問支援事業		ニーズの把握に努めるとともに、ニーズの状況に応じて実施を検討
児童育成支援拠点事業		ニーズの把握に努めるとともに、ニーズの状況に応じて実施を検討
親子関係形成支援事業		ニーズの把握に努めるとともに、ニーズの状況に応じて実施を検討
妊婦等包括支援事業		《供給量充足》 必要時に随時対応できるよう努める
産後ケア事業		《供給量充足》 支援を必要とする母子がサービスを受けやすいよう努める
乳児等通園支援事業		保育所をはじめとする教育・保育施設のほか、子育て支援センターなどにより、供給量の確保に努める
実費徴収に係る補足給付を行う事業		新制度未移行幼稚園の新制度移行を支援する
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		今後の保育ニーズに応じて検討し、取り組みを推進する

◆ その他の施策

(1) 認定こども園の普及に係る本市の基本的考え方

当該施設への移行を希望する既存施設に対して必要な支援を行う

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校との連携の推進

幼児教育・保育の必要性の共通理解を図り、幼保小の連携等を強化する

(3) 3歳未満児に係る取り組みと3歳以上児に係る取り組みの連携

地域型保育事業を利用する子どもが、3歳以降も質の高い教育・保育を利用することができるよう、市内教育・保育施設利用の確保と施設間の情報連携を推進する

(4) 外国につながる幼児への支援

保護者には、就学前施設に関する情報提供や就園に必要な手続きに関する支援・相談窓口の充実等を、事業者には、研修の実施等の支援を行う

(5) 就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取り組み

市内教育・保育施設への実施指導を実施するとともに、保育者の専門性の向上のため教育内容等について助言等を行う専門員の拡充に取り組む

第3期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

令和7年3月

発行／鳥栖市健康福祉みらい部こども育成課

〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地

電話 0942-85-3552